

介護予防・日常生活支援総合事業における質問と回答

質問 1

利用するかどうかははっきりしないが、福祉用具レンタルを希望された場合は、介護予防支援になるのか。レンタルの実績がなければ介護予防ケアマネジメントになるのか。

回答 1

福祉用具レンタル利用が決定しておらず検討段階で、要支援 1 程度の通所型サービス・訪問型サービスのみの方に関しては、介護予防ケアマネジメントとなります。

質問 2

今後、居宅介護支援事業所が包括支援センターからの委託を受けて事業対象者を担当として受けることがあるのか。

回答 2

介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の契約に関する意向調査を現在実施しているところであります。この調査をもとに、介護予防ケアマネジメント業務（総合事業）契約を希望された居宅介護支援事業所様におかれましては、事業対象者の担当をお願いするようになります。

質問 3

事業担当者の各種手続きは、包括支援センターで実施するのか。

回答 3

居宅介護支援事業所の契約等に関しては、地域包括支援センターの職員で手続きをいたします。なお、介護予防支援業務と同様、委託ケースには地域包括支援センター職員も 1 名担当が付き、書類の受け取りや確認をいたします。